

## 第4回白石町学校統合再編審議会会議録（要約）

日 時：令和元年7月18日（木）19:00～20:31

場 所：白石町役場 3階大会議室

出席者

◆審議会委員22名

◆事務局

◆企画財政課職員

◆傍聴人1名

進行：学校教育課長

### 1 開会

進 行：皆さん、こんばんは。足元の悪い中にご参集いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりました。委員22人中、只今の出席は全員22人です。ですので、「第4回白石町学校統合再編審議会」を開催させていただきます。では、お手元の「審議会次第」により進行させていただきます。

### 2 会長挨拶

進 行：松尾会長にご挨拶をいただきます。

会 長：皆さん、こんばんは。雨が降って、足元が悪い中に、全員出席ということでほんとうにありがとうございます。令和になって初めての台風が接近しているようですが、皆さん方にはそれぞれ適切に対応していただきたいと思います。

今日で4回目です。歳のせいかも知れませんが、1か月经つのが早いというふう実感をしているところであります。皆さん方には、前回審議会で学校施設を見ていただきました。いろいろと感想を持っていただいたと思いますが、そういった感想等も踏まえながら、今後審議をしていただきたいと思います。今日は若干前に進むというふうに思っておりますので、審議の方よろしく願い致します。今日はご苦勞様でございます。

進 行：ありがとうございました。

### 3 前回会議録の確認

進 行：前回会議録の確認をさせていただく。事前に会議録を皆さまにお配りしているが、何か誤りや不適切な部分はなかったか。

（特になし）

進 行：それでは、これで公開とさせていただきます。

進 行:次第では審議となっているが、その前に教育長より方針についてお話をさせていただく。

教 育 長:皆さま、あらためましてこんばんは。審議会も第4回を迎えました。久しぶりの梅雨空で、雨の中いつものようにこの時間から集まっていたき、重ねて感謝お礼を申し上げます。

さて、前回学校視察ということで、4校ではありましたけれども、少人数指導の現状、それから男女の極端な偏り、校舎の老朽化、小規模での部活動の様子など、現状を視察させていただきました。自分の小中学校の頃の思い出とか印象にとらわれず現状を踏まえて、今後の審議に活かしていただきたいと思えます。

次に、前回の最後の方にもいくらか申しましたが、この会の方向性、方針について再度確認をさせていただきたいと思っております。本審議会への諮問として、お願い致しましたとおり、小中学校の小規模化が進行する中、また今後さらに進行が予想される少子化の中にあつて、本町の子どもたちが、先行き不透明な次の世代を逞しく生き抜いていく力を育ていかねばなりません。そのためのより良い教育環境を整備するため、本町の小中学校の統合再編の在り方について、意見を求め、答申をいただくものです。したがって、現状維持ではわたしたちの責任は果たせないと思っております。第1回目の会議で、統合再編の考え方をお示し致しましたように、小中学校の現状は多くの課題を抱えております。この措置は未来の子どもたちの為であり、わたしたち OB の為や思い出の為ではございません。どうか、各委員の皆さまの大所高所並びに多角的なお考えをもとにしっかりと審議を賜りたいと思っております。また、いろいろご意見も賜りましたが、今後は事務局から提案致し審議の柱、いわゆるたたき台をもとに進めさせていただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。以上です。

#### 4 議事

進 行:それでは、次第4、議事となるが、ここの進行については、松尾会長に願います。

##### (1)事務局より資料説明【資料20～資料27・29】

議 長:それでは、わたくしが議事を進めて参りたいと思う。ご協力よろしく願います。(1)事務局より資料説明。まず、資料の20から22までの説明をお願いします。

(資料20～22について、事務局から説明)

- 議 長：ありがとうございます。今までの説明について何かご質問があるか。あれば遠慮なくお願いします。
- 委員 A：今から審議をしていくところなので、どういう結果になるのかはわからないが、位置とか、特に小学校をどうするかというのはデリケートな話になってくるかと思う。位置や場所というのは、きちんと決めなければならないのか。それとも、いくつかの選択肢を示すような形でもいいのか。今から審議会の中で話し合っていけばいいという感じなのか。こういう形でひとつの案で決めて行かなければいけないということなのか。それともいろんな幅を持った考え方でよいのか。
- 議 長：これからの審議の進め方でよいと思う。話の中で決めていくという形でよいのではないか。
- 事務局：基本的にはきちんと決めるということで考えている。ただ、先ほど言われた幅を持たせるというのも、もちろん案としては出していただいている。
- 議 長：スケジュール案については、特別何か意見はないか。中学校を第5回、第6回、小学校を第7回～10回というスケジュールであるが、やってみないとわからないという面もあると思うので、やりながらまたスケジュールを変える必要があれば、変えていく。これはあくまでも、スケジュール案ということでよいか。とりあえずこのスケジュールで進めて行くということでいきたいと思う。よろしくお願いします。他に何か質問、意見はないか。
- 委員 B：先ほど、統合再編について、地域説明会はあとの方でやるということだったが、地域の代表者である我々が地域で話をするというふうに受け取ったが、地域の中で説明はできないと思っている。説明会をやらないということ、地域の中で説明するのは我々ではなく、教育委員会の方から、地域の区長さんなり代表者を集めてやるというのが筋ではないのかと思うのだが。
- 事務局：ここにおいでの方々は皆さま方は地域等の代表という形もあられるが、皆さま方に審議会の途中で地域の方にご説明をしてくださいというお願いではない。審議会が終わった時点で、わたくしどもの方が説明をするし、途中教育委員会のひとつの機関の中では説明をしていく予定はしている。
- 議 長：今の説明でよいか。
- 委員 B：この前も話したように、地域の代表で来ているので、こういうことがあってまずよくらいのことしか、今の段階では言えない。確かに、ホームページを見てくれと言われても、すべての人がホームページで、膨大な資料を見るということとはほとんどないと思う。だからそういう意味では、もう少し丁寧な、地域住民への説明が必要かなと思う。そのへんはどうか。

事務局:最初の時に、この内容は公開していいのかどうかという問い合わせがあり、公開していいですとお伝えをしている。ですから、ご自分の所属されるグループなり、ご近所なりにこういう話が出たよというのを報告されるのはいたって問題ないことである。ただそれを、してくださいとお願いしているわけではない。それについては、今後地域の学校ごとに協議会等があるので、そういう機関等においては、教育委員会の方で説明するし、審議の途中でするのではなく、ある程度決まった答申をいただいてからの説明に回ろうと思っている。

もう一つ、白石町役場は出前講座というのをやっている。これは、教育委員会に限るものではないが、そのメニューの中に統合再編についてのメニューも今年は加えている。ですから、どちらかの団体さんなりグループさんがお話を聞いていただけるということであれば、お申込みいただければ、わたくしども事務局の方が講座としてご説明をする予定である。

会長:今の答えでいいか。他に何かないか。

委員 C:確認みたいになるが、先ほどのスケジュールの中に校舎等を新築する場合というのが書いてあった。町の財政のことを考えて、既存の施設を使うのが前提であったかなと思ったが、この後新築をすることも視野に入れて審議していくのかの確認。

事務局:あくまでも前提は既存の施設を使うということで、第1回の資料の考え方も、既存の施設を活用する方向も検討するという表現をしており、もちろんそちらの方で基本的には考えていく。ただし、既存の施設だけでは、今後キャパ的な量、老朽化等でどうしても新築が必要だと判断された場合には、新築にも方向転換すべきところもあるかとは思っている。ただ先ほど言われたとおり、基本的には既存の施設を使用するというので考えていただきたいと思っている。以上です。

議長:他に何かないか。あとでも結構なので、とりあえず先に進む。次の資料の説明をお願いします。

(資料23～27・29について、事務局から説明)

議長:以上、説明があったが、何か質問ないか。

委員 D:8ページ資料26のことで、各市での適正規模・適正配置・その他というところで説明があったが、これはこの市で設立された統合再編審議会の答申がこういった内容でまとめられたというところで認識してよいか。また、この審議会もこういった形のものを作り上げていくという認識でよいか。

事務局:言われるとおり、これは答申を受けて計画を作られている。我々と同じような審議会と会議になるが、適正規模・適正配置検討委員会というのを開催されて、それを経た上で、答申をいただき、こういう再編計画や方針を作られている。なので、答申の中にはこのような適正規模や適正配置の文言は入るこ

とになる。

委員 D:ありがとうございました。

議長:他に何かないか。

委員 B:適正配置ということで、国庫補助がありますということが書いてあるが、これをしなければ国庫補助は出ないということか。改装と新設という違いはあるのか。

事務局:例えば通学距離で言うと、中学校は6km、小学校は4kmということであるが、これを超えるため、スクールバスを使うところについては、国庫補助がある。これ以外での場合は国庫補助はないと考えていただいてよい。あと、改築、新築については、当然国庫補助はある。補助率は三分の一程度である。

議長:他に何かないか。

委員 E:中学校の再編の素案が、ざっくりと出て来たが、現状の中学校で今20学級くらいの規模が必要だということだが、現状の20学級が入るところは今のところはないのか。現状の中学校で足りるところはないのか。

事務局:今のところはない。

委員 E:では、既存を使うとなれば改装、リフォームは必ずしないといけないということか。

事務局:例えば白石中学校は18学級クラスが作れるようになっている。ただ、書いてあるとおり、住民基本台帳からいくと、令和6年度では、16学級になる予定である。18学級中通常学級が16学級ということで、2クラス余ることになる。その2クラスを特別支援学級にするということになるが、2クラスではおそらく不足すると思うので、改築は必ず必要になるとは思っている。

委員 E:既存を使う、新築するを把握して先に進まないで、場所的には3地域の中では中心の白石中学校になるかと思うが、新築するとすれば、少しは変わってくるので、そこらへんの今の状況を把握した中で、考えなければいけないと思って質問した。

委員 A:一応、確認なのだが、白石中学校を活用することとした素案を作った理由をお願いします。

事務局:白石中学校としたのには位置的な理由もあるが、規模、生徒数が入るということで、キャパ的なことでも決めさせていただいている。また図面を見ていただくとわかるように、6km圏内にほぼ入るということで、3中学校の中で既存の中学校を利用するとなれば、白石中学校ということで、考えさせていただいている。

議長:他に何かないか。

委員 F:中学校は1校という形で決定なのか。

事務局:これはあくまで教育委員会の素案なので、これを今から考えていただくことになる。次回に資料をお渡しするので、いろんな考え方があると思うが、そこで審議していただければと思っている。この段階で1校に決めたということではない。

議長:他にないか。後ほどまた思いついたら願います。先に進めさせていたいただきたいと思う。資料の説明をお願いします。

## (2)審議(小中学校の適正規模について)【資料28】

(資料28について、事務局から説明)

議長:適正規模を示されましたが、適正規模について「うん」と言えば、この適正規模で今後統合再編を考えていくということになる。そういったことで、この統合再編の基礎となる適正規模について、皆さん方でそれぞれ意見があればお願いします。

委員 A:2つある。今回示されている適正学級数の案というのは、学校教育法施行規則に準じた分でしたというの事務局の考えなのか。それに対して、町立小中学校統合再編の考え方では一義とはしないと書いてあるが、これは一義とはしないけれど、こうすべきだという考えなのか。

2つ目が、12学級以上18学級以下を標準とするとしてしまうと、中学校は事実上1校しかないというのはわかるが、小学校は2つしかないというのがわかってしまうのか。

事務局:1つ目だが、第一義としないというのは、これも第一条件としないということで、とにかくコミュニティーを考えなければいけないという考えである。なので、例えば、旧町単位の1学校ずつの小学校という話になるとすれば、この12～18学級を外れる学校ももちろん出てくるとは思う。その場合、「ただし特別の事情があるときはこの限りではない」ということで、これも地域のことを考慮してのことということで、そうさせていただきたい。12～18学級というのはあくまでも標準とは置いておきながらも、そういう意味合いで特別の事情があるときということで、地域のことも考えさせていただきたいと思っている。

2つ目だが、まず12～18学級となると中学校は1校になる。令和6年度については、中1が5学級、中2が6学級、中3が5学級ということで、585人の16学級になる予定。これについては、適正規模を満たしていることになる。

参考までに、これを小学校で考えた場合、令和6年度の数値では、小学校を1校とした場合は28学級になる。これは12～18学級を外れるため、適正規模校ではなく、大規模校となる。地域に小学校を残すという3校の案であれば、白石地域15学級、福富地域8学級、有明地域12学級ということで、白石と有明地域の小学校は12～18までの標準を満たすが、福富の小学校については8

学級で満たさないことになる。これはあくまでも仮の話だが、こんな感じの適正規模の話になってくると思う。

委員 G: 11ページの最後に、「具体的には新学校区については、コミュニティスクールの範囲(現学校区)を組み合わせる」ということで書いてあるが、つまり今あるコミュニティスクールの地区割等を学校再編として組みなおすというのはもうしないということか。例えば歪な地区割になっているわけだが、再編したりはせず、現学校区そのものの組み合わせでいくということか。

事務局: あくまでもこれは案であるが、1つ考えるのは、今、地域づくりをしており、その中でやはり今の現在の小学校単位というのはひとつの大きな地域のコミュニティと考えている。なので、たとえばそこを学校として分けてはどうかという考え方があり、今の8校区とは違ってくるとは思うが、8校区を分けるというのがどうかということがあり、わたくしどもの案としては、その単位は維持するという考えでご提案をさせていただいている状態である。

委員 H: そもそもこの白石町における小中学校の適正規模というのは必ず決めないといけないものなのか。コミュニティスクールの範囲を組み合わせるといふ考えということとは、それを組み合わせると適正規模が守れないところが必ず出てくると思う。逆にこの白石町でこの適正規模を決めない方が柔軟な考え方ができるのかなと思うのだが、適正規模の案というのはないといけないものなのか。国の基準があるのであれば、白石町独自で決めなくてもいいような気がする。

事務局: おっしゃるとおりであり、国の基準に合わせて案を作っている。ですから、それを確認するという意味で、国の基準に準じてするよね、ということを確認している状態である。

委員 H: 逆にこの案があることによって、柔軟な考えができずに、適正規模だけを考えて統合が進んでしまうような気がしたもので質問させていただいた。

事務局: 手引きの中には適正規模は各市町の実情で決めなさいということはある。

委員 H: そうすると必ず決めないといけないというわけでもないということなのか。

事務局: 基本的にはどこも決めてしておられるのが現状。ただ先ほど言われたように、これに縛られたらということ、計画の段階で少しいじられたりするところもあったりはしている。

議長: 他に何かないか。それでは、この資料28について、これをもとに学校の適正規模を考えて行くということになるが、当審議会ですべてを了承して進めて行くということによろしいか。これを決めないと、この後の適正配置が決められないということになるので。規模をまず決めるということから始めたいと思う。当然のことながら、この規模をこの審議会承認し、作業を進めて行き、今後の答申の中に入って行くということになる。これで、皆さん方良いか？

委員 A: 小学校の規模のことで、これで決めると基本的に2校ということになるのか。わたし個人的には、これからますます人口が減っていくわけで、10年後138人ということ。そもそも、2クラスやっていけるかどうかわからない状況になる。わたしも地域に生きている人間なので、地域を大事にしたいと思うのだが、もっと子どもたちのことを考えると、小学校、中学校1校ずつでもいいのかなという考えもある。わたしはどちらかと言うとそれに近い考えを持っている。なので、これでいいのかなと考える部分がある。この案ですべていくということについては、少し反対だ。

議長 長: こういう意見がありますが、適正規模の方は、答申でも受けているので、審議を進めて行く中で、どういった形にしていくかというのはこれから審議して行かなければと思う。いろいろ議論して行きたいと思う。

委員 A: ここで決めると書いてあったので、一言言った。これで決まるのではないのなら、今からの議論の中でいいと思う。

事務局: ここで、少し休憩を取らせていただいてもよいか。20時15分まで休憩をお願いします。

議長 長: それでは、20時15分まで休憩とする。

～休憩後 再開～

議長 長: それでは、時間となったので、引き続き審議をお願いしたいと思う。

事務局: 事務局の方から、ご相談申し上げます。今ご意見をいただいているところであるが、この後も皆さまのご意見をいただき、今日決定ということではなく、その意見を、もう一度事務局の方で案の練り直しをさせていただいて、お時間をいただきたいと思います。こういうことで、お願いできないか。

議長 長: 適正規模について、今決めなくていいという意見も出ている。ただ、わたたくし共は小中学校の適正規模ということで諮問を受けている。こういった兼ね合いもあるので、皆さま方にいろいろ意見をいただきたいと思いますというふうに思う。学校については文部省の基準もある。それを満たさないといけないというのも片方にはあるし、地域の特殊事情も勘案しなければならないというところもある。そういった中で、適正規模を決めて行こうというのが、今までの流れであるが、必ずしもというようなこともあるので、皆さま方意見があれば出していただきたいと思います。

委員 E: コミュニティスクールの範囲内ということになっているが、地域によっては今までと違う組み合わせが出てくるという可能性もあっていいと思う。わたしは干拓なのだが、我々の時代も半分に割れて、北明に行った。最初は馴染めない部分もあったが、年数が経つにつれて、慣れても来るし、子どもたちや地域もそこに対応しているわけなので、やっぱり将来を見据えたところと言えば、先のことを考えた再編をするべきだと思うので、柔軟な考え方で地域割りをしてもいいのかなと個人的には思う。

議長: ありがとうございます。他にないか。

委員 D: もともとこの審議会については、基本的な適正規模を決めるというのが諮問されているので、やはりそこはまず決めていくべきだと思う。ただ、ガチガチで決めてしまうとそれは確かにそれに縛られて、後の議論ができなくなってしまうと思うが。今回、事務局で整備をされた適正規模案を見せていただくと、決してこれでガッチとはめるわけでもなく、但し書きがあったり、コミュニティについても場合によってはこの考えが崩れることがある、というふうなことで整備をされているので、最初の入り口の適正規模の案としては、これで問題ないのかなとわたし自身思っている。ただ、最終的に各論に入ってきた場合については、これでカチッと決めてしまうということではなくて、もしかすると最終的な答申を出すにあたっては文言整理がまた出てくるのかなというふうに思っている。事務局としても、これから各論になるような案を出すためには、何らかの尺度がないと示せないと思うので、わたし自身はこの適正規模の案で、まず仮置きと言ったらおかしいが、まずはこれで決めておいて、最終的な答申を決める際には、その中で文言整理をしていけばいいのではないかなと思う。

議長: ありがとうございます。適正規模をバラっと置いておいて、学校の再編を考える中で、少し修正等々はあるのかなという気はしている。何らかの形で適正規模というのは念頭に置いて、再編整理をしないといけないかなと思っているので、事務局から出されている案を基本として今後どこを統合するというような、議論を進めていきたいと思うが、いかがか。この案を原案として用いながら、最終的に学校の再編統合の姿を見て、改めるところがあれば、適正規模数も若干修正を加えていくという形にしていきたいと思うが、いかがか。

委員 I: 適正規模については、最低2学級以上と考えると12学級以上となると思う。そして、施設のこと、教室数、学校運営を考えると最大何クラスというふうな決まりがあった方がいいのではないかなと思うので、学級数の案はあった方がいいと思う。それよりも気になるのは、1学級の生徒数をどう考えたらいいかということだ。資料24に、佐賀県教育委員会の学校編成の基準についての義務標準法が書いてあるが、これの受け取り方がわからないので、教えていただきたい。小学校については、1学級40人までと書いてあるが、例えば1学年

の数がちょうど80人だったという場合であれば、これはもう2学級にしないといけないのか。それともその自治体の状況に合わせて少人数の学級運営で白石町は行きたい、手厚い教育を施したいということで、3学級に分けるということも可能なのか。

事務局:先ほどの仮に80人の場合では、40人ずつの2クラスということで、教員配置がなされる。ですから2人の教員がクラス担任という形で来ることになる。実際には、少人数授業としてクラスを分けて行ったり、SAが入っての授業は行っていること。県の通常担任の先生というのは80人に対しては基本的に2人が来るという形になっている。

委員 I:ありがとうございました。そのへんも考えて学級数は関わってくるのかなと考えたので質問した。

議長:他に何かないか。とりあえず適正規模はこの案で、そして実際に作業をやりながら修正するところがあれば、加えていくというような形で、この原案を元に作業するというのでよいか。

(「はい。」の声)

議長:何か意見があればお願いしたいと思う。

委員 C:今審議されている、これが決まらないと、この先の姿が描けないと思う。このひとつの目安があるから、学校をいくつくらいとか決めることができ、先に進むことができると思う。一義ではないという表現や、臨機応変に対応できることの文言も上手に加えてある。さらには、皆さんが具体的にしながら統合再編を考えていくことの一番基本になることだと思うので、ぜひ承認するべきものと思っている。

議長:ということで、一応この出された原案を元に作業を進める必要があるということで、この案についてはここで表決を取ることにしないといけませんが、賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長:賛成多数ということで、この案について承認をしてこの後作業を進めるといふふうにしたいと思う。

出された資料等々については、以上だが、何か他にいろいろ意見のある方はお願いします。

委員 A:もう決まったので、決まったことに従ってやっていこうと思っているが、学区(通学区域)というのは必ず定めないといけないのか。例えば2校とか3校にするにしても、そこは全く自由という発想はないのか。

事務局:実際には、事情によってどちらに行ってもいいという自由校区も存在する。ただ、学校を運営していく上で、どちらに行ってもいいとなると、校舎を作るとか、教員配置というのが不安定になるので、ある程度の計画が立つような区

割りというのは必要となる。

委員 A:わかりました。

議長:他に何かないか。なければ、事務局に戻したいと思うが、良いか。

進行:それでは松尾会長様、進行ありがとうございました。

## 5 連絡事項

(1)第5回審議会の開催日について

第5回審議会 8月20日(火) 19時～ 役場3階大会議室

(2)その他

## 6 閉会